

**秋田県告示第201号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の33第1項の規定により、指定研修実施機関の廃止の承認をしたので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の16第3項の規定に基づき、公示する。

平成30年3月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

事業者の名称、住所及び廃止日

名称 公益財団法人秋田県長寿社会振興財団

住所 秋田市御所野下堤五丁目1番1号

廃止日 平成30年3月31日